

○みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業実施要綱

平成17年10月1日

告示第17号

(目的)

第1条 この事業は、在宅で日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して、日常生活上の援助をすることにより、当該高齢者の在宅での自立した生活を確保するため、ホームヘルパーを派遣し、当該高齢者の要支援、要介護状態への進行を予防することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、みなかみ町とし、派遣世帯、サービスの内容及び費用負担等の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「受託者」という。）に委託することができるものとする。

(サービス対象者)

第3条 サービス派遣の対象者は、次に該当する者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要支援、要介護状態の者は除く。

- (1) 在宅で日常生活を営むのに支障のあるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等
- (2) その他町長が必要と認めた者

(サービスの内容等)

第4条 サービスの内容については、次に掲げるものとする。

- (1) 家事に関すること。
- (2) 相談及び助言に関すること。
- (3) その他町長が特に必要と認めたこと。

(派遣等の申出)

第5条 サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自立支援型ホームヘルパー派遣（変更）申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに実態調査の上、派遣の要否を決定し、自立支援型ホームヘルパー派遣（変更）決定通知書（様式第2号）又は自立支援型ホームヘルパー派遣却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(派遣回数等の決定)

第6条 サービスの決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対するホームヘルパーの派遣は30分（訪問から辞去までの実質サービス時間とする。）を1単位とし、派遣回数及び派遣単位は、当該高齢者等の身体的状況等を検討した上で決定するものとする。

(派遣の廃止又は停止)

第7条 利用者がホームヘルパーの派遣を廃止し、又は停止しようとするときは、速やかに町長に連絡するものとし、自立支援型ホームヘルパー派遣廃止（停止）決定通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

(費用負担)

第8条 利用者は、みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス事業費用徴収条例（平成17年条例第96号）に定める費用を負担するものとする。

(遵守事項)

第9条 受託者は、この事業を行うに当たっては、利用者の人格を尊重するとともにその身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

2 受託者は、毎月10日までに当月分の訪問日程表と前月分の活動記録簿を町長に提出しなければならない。

3 ホームヘルパーは、定められた活動時間は、その職務に専念しなければならない。

4 ホームヘルパーは、その職務中、常に身分を証明する証票を携行するものとする。

5 ホームヘルパーは派遣対象世帯を訪問する都度、本人等の確認を受けるものとする。

6 町長は、この事業を行うためケース記録、派遣決定調書、利用者負担金調書その他必要な帳簿を整備するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町自立支援型ホームヘルプサービス事業実施要綱（平成12年月夜野町要綱第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。